

小千谷市耐震改修促進計画概要

【目的】

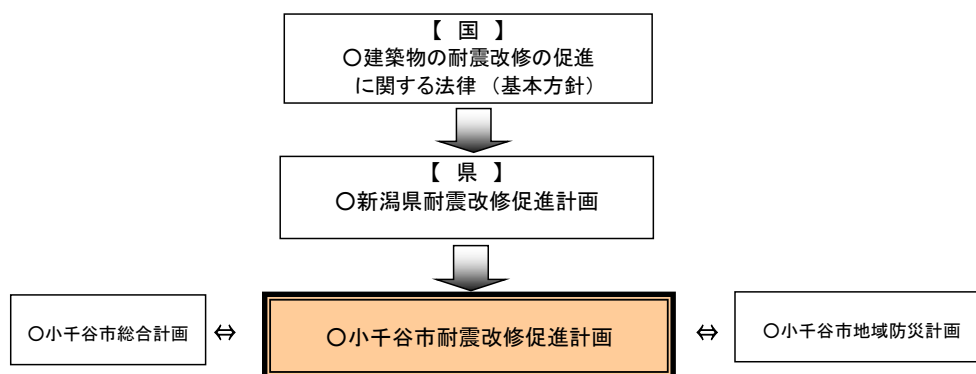
1. 計画の目的

小千谷市耐震改修促進計画は、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定します。

【計画の位置づけ】

2. 小千谷市耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成25年5月29日に改正された、「建築物の耐震改修促進に関する法律」に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定します。また小千谷市における他の計画(小千谷市総合計画、小千谷市地域防災計画)との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。



【期間】

3. 計画の期間

本計画の期間は、「国の基本方針」及び「新潟県耐震改修促進計画」と同様に令和7年度までとします。ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため、定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

【対象】

4. 計画の対象

本計画の対象地域は小千谷市全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとします。また、公共建築物については、各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、本耐震改修促進計画においては、民間建築物及び市有建築物について対象とします。

【目標】

5. 建築物の耐震診断及び改修の実施に関する目標

「住宅」

・目標

国の基本方針では、令和2年度の時点で89%であった住宅の耐震化率を令和12年度までに概ね解消することを目標としています。また、新潟県では令和7年度末までに耐震化率93%を目標としています。

これらと市内の現状を踏まえ、小千谷市では計画期間内(令和7年度末)における住宅の耐震化率の目標を85%とします。

「特定建築物」

・目標

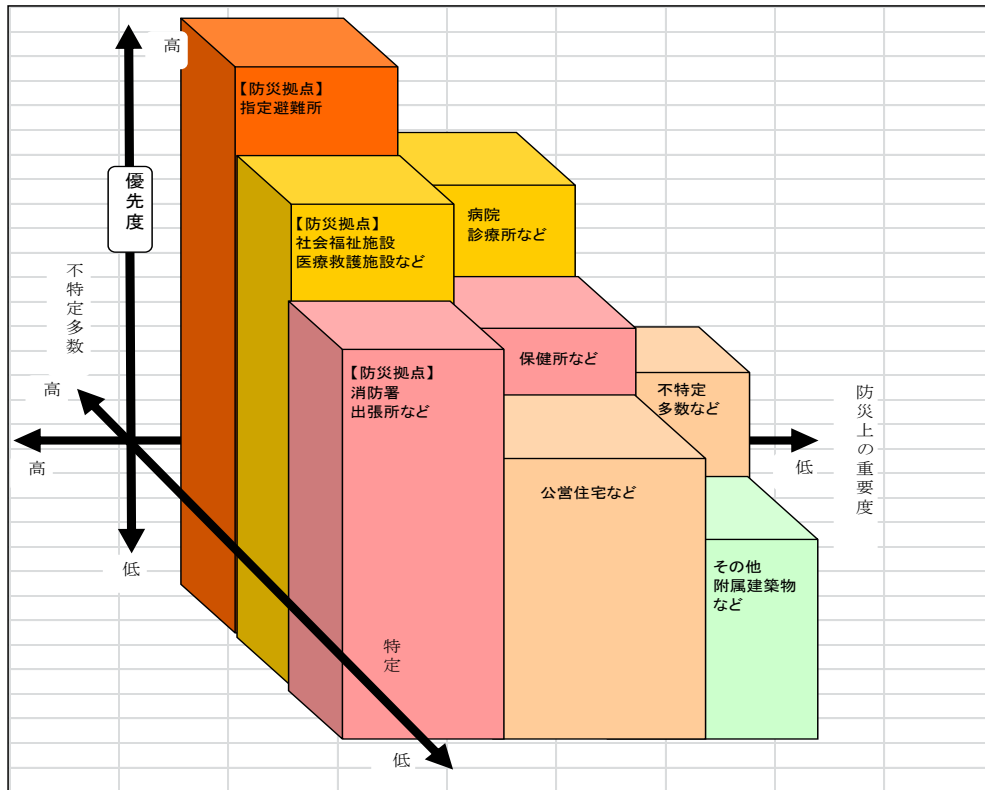
特定建築物については、比較的規模が大きく多数の市民が利用することから、令和7年度末までに全体で耐震化率90%の達成を目指します。

また、避難所などの災害時に重要な役割を果たす特定建築物については、耐震化率100%を努力目標とします。

「公共建築物」(市有建築物)

・目標

特定建築物のうち小千谷市が所有するものについては、災害時に重要な役割を果たすことから、優先度を考慮した耐震化を進め、耐震化率90%以上を努力目標とします。



【施策】

6. 住宅及び特定施策物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

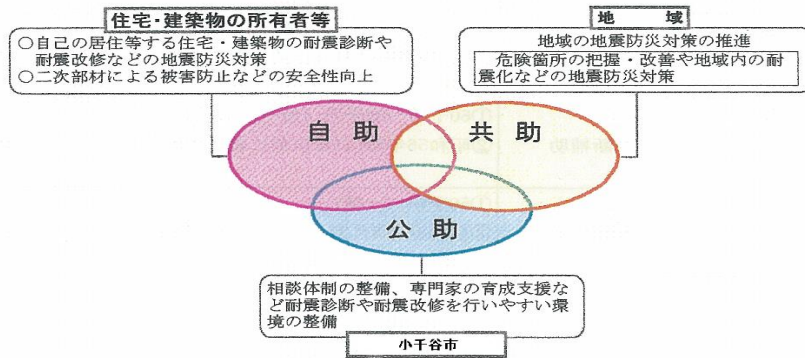
所有者が建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取組ます。

○耐震化の役割分担

自助： 住宅や建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者が耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要であり、この「自助」により個々の耐震化が進むことで地震災害時の建物の倒壊等による道路閉塞を防ぎ、円滑な避難・救助活動が可能となるなど「共助」にも繋がります。

共助： 地域においては、自主防災組織や地域コミュニティを通じて「共助」の精神のもと「みんなが安全性を高めていく」といった精神が重要です。

公助： 市は、この「自助」と「共助」による地震防災対策が進みやすいように、県とも連携を図りながら「公助」として耐震診断や耐震改修に関する情報の充実や相談窓口の設置、技術者の育成支援などといった環境整備の促進に努めます。



○取組方針 **所有者：** 住宅や建築物の所有者の自助努力が原則です。

市： 所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築などの必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施します。

◎主な支援策

・木造住宅耐震診断費助成（H18～）

延べ面積	診断料	助成金額
70㎡以下	7万円	6万円
70㎡超175㎡以下	8万円	7万円
175㎡超	10万円	9万円

・木造住宅耐震改修設計費及び改修工事費助成（H22～）

事業の区分	助成金額
耐震改修設計	設計費の1/2（上限10万円）の額
全体耐震改修工事	工事費の1/3（上限50万円）に最大15万円を加算した額
部分耐震改修工事 シェルター工事	工事費の4/9（上限40万円）に最大10万円を加算した額

※耐震診断・改修設計、工事の実績

年度	診断	改修設計、工事	
平成18年度	48戸	/	
平成19年度	11戸		
平成20年度	40戸		
平成21年度	15戸		
平成22年度	14戸		8戸
平成23年度	7戸		1戸
平成24年度	15戸		7戸
平成25年度	10戸		4戸
平成26年度	8戸		2戸
平成27年度	5戸		4戸
平成28年度	4戸	2戸	
平成29年度	0戸	0戸	
平成30年度	0戸	0戸	
令和元年度	4戸	1戸	
令和2年度	1戸	0戸	
令和3年度	1戸	0戸	
令和4年度	3戸	0戸	
計	186戸	29戸	

・耐震診断士養成講習会の実施等

【PR】

7. 安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を図り、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般市民や建築物所有者に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

- ・所有者への耐震促進啓発パンフレットの配布
- ・耐震マップの公表
- ・リフォーム相談に合わせた耐震改修への誘導

【その他】

8. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する取組

- ・新潟県耐震改修促進協議会への参加

本計画を実施するにあたり、今後、県、本市以外の市町村及び関係団体と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。

